

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

00 FGDEF

22-025

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】(3)

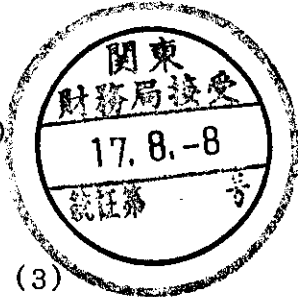
【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)



変更報告書 No.13

法第27条の25第1項

関東財務局長

牛島総合法律事務所 弁護士 渡邊弘志

東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー14階

平成16年3月18日

平成17年8月8日

1

その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社クオンツ
会社コード	6811
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都東京都千代田区紀尾井町4-13 マードレ松田ビル3F

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	グランド・リバー・グループ・リミテッド
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、トートラ、ロード・タウン、ブラックパー ンハイウェイ、シー・メドウ・ハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	

勤務先名称	
勤務先住所	

□【法人の場合】

設立年月日	1999年5月28日
代表者氏名	フォン・チョン・ファイ
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資事業等

□【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー14階 牛島総合法律事務所 弁護士 渡邊弘志
電話番号	03-5511-3232

(2)【保有目的】(9)

純投資
-----

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

□【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,458,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,458,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		2,458,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

□ 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年3月31日現在)	S	70,185,875
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		3.5%
直前の報告書に記載され た 株券等保有割合 (%)		5.6%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
16.3.18	普通株券	1,000,000	処分	138円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

平成14年2月22日、リーマンブラザース証券東京支店に30万株を担保として提供した。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

□ 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	162,228
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	162,228

□ 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that the Grand River Group Limited (the "Company"), a company duly organized and existing under the laws of the British Virgin Islands, and having its registered head office at Sea Meadow House, Blackburne Highway, Road Town, Tortola, British Virgin Islands, hereby appoints Mr. Hiroshi Watanabe, attorneys-at-law of the law office of Ushijima & Partners, located at Sano Park Tower 14F, 11-1, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its lawful attorneys for it, and in its name, place and stead, to do the following:

1. To file with the Director General of Kanto Financial Bureau the Reports (the "Reports") required under Article 27-23 and 27-25 of the Securities Exchange Law of Japan ("the Law") and to send copies of the Report to the issuing company and the Japan Securities Dealers Association and any other actions, procedures and things which said attorneys consider necessary or desirable in connection with compliance with the said provision of the Law.
2. To appoint, as necessary, a substitute attorney or attorneys for performing any of the above.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by its duly authorized director on this 3 day of Aug 2005.

Grand River Group Limited

  
\_\_\_\_\_  
Hong Cheong Eye  
Director



## 委任状

英領バージン諸島法に基づき設立され現に存続し、英領バージン諸島、トートラ、ロード・タウン、P. O Box 3444 に登録された本店を有するファースト・メリット・グループ・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都千代田区永田区二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー14 階所在の牛島総合法律事務所  
の弁護士渡邊弘志を当社の法律上の代理人と定め、当社のために、下記の行為をなす権限を授与する。

1. 日本国証券取引法（以下「法律」という。）第 27 条の 23 及び第 27 の 25 に基づく報告書（以下「報告書」という。）を関東財務局長に提出する権限及びその写しを発行会社及び日本証券業協会に送付し、また上記法律の条項の遵守に関連し上記代理人が必要と思料するその他の行為、手続き及び事項を行うこと。
2. 上記事項を遂行するため必要な一人もしくは複数の復代理人を選任すること。

2005 年 8 月 3 日

ファースト・メリット・グループ・リミテッド  
\_\_\_\_\_  
(署名)

ホン・チョン・ファイ  
ディレクター

(印)